

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

|                 |   |                   |       |
|-----------------|---|-------------------|-------|
| 処分の内容           | 要支援状態区分の変更の認定   |                   |       |
| 根拠法令<br>及び条項    | 介護保険法第33条の2<br>介護保険法第33条の3  |                   |       |
| 審査基準            | <input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。）<br><input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）   |                   |       |
|                 | 公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）   |                   |       |
|                 | <b>【内容】</b> （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）<br>審査基準が法令に具体的に規定されている。<br>※別紙のとおり  |                   |       |
| 審査基準<br>設定年月日   | 平成18年4月1日   | 審査基準<br>最終変更年月日   | 年 月 日 |
| 標準処理期間          | <input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。）<br>期間（申請のあった日から30日以内）<br><input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当） |                   |       |
| 標準処理期間<br>設定年月日 | 平成18年4月1日   | 標準処理期間<br>最終変更年月日 | 年 月 日 |
| 所管部署            | 健康福祉部 長寿支援課   |                   |       |
| 備考              |   |                   |       |

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 別紙

### 介護保険法

(要支援状態区分の変更の認定)

#### 第三十三条の二

要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。

- 2 第二十八条第五項から第八項まで及び第三十二条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### 第三十三条の三

市町村は、要支援認定を受けた被保険者について、その支援の必要の程度が低下したことにより当該要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当するに至ったと認めるときは、要支援状態区分の変更の認定をすることができる。この場合において、市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該変更の認定に係る被保険者に対しその被保険者証の提出を求め、これに当該変更の認定に係る要支援状態区分及び次項において準用する第三十二条第四項後段の規定による認定審査会の意見（同項第二号に掲げる事項に係るものに限る。）を記載し、これを返付するものとする。

- 2 第二十八条第五項から第八項まで並びに第三十二条第二項から第五項まで及び第六項前段の規定は、前項の要支援状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。